
人権セミナー

2011年12月6日 狭山市役所6階会議室

ネット上の人権侵害

－被害者にも加害者にもならない努力－

佐藤佳弘

(株)情報文化総合研究所、武蔵野大学

はじめに

1. ネット人権侵害の現況

クイズー人権侵害

- (1) 50年前に描いた未来社会
- (2) たどり着いた現代社会
- (3) ハイテク犯罪の相談件数
- (4) ネット上の人権侵犯事件数
- (5) ハインリッヒの法則

2. ネット上での人権侵害

- (1) 名誉毀損☆
- (2) 侮辱☆
- (3) 信用毀損
- (4) 脅迫
- (5) さらし（個人情報、プライバシー）
- (6) ネットいじめ（学校裏サイト、なりすまし）☆
- (7) 児童ポルノ☆
- (8) セクハラ☆
- (9) 部落差別☆

3. 安心・安全のネット社会へ

3.1 被害の申告

- (1) 全国共通人権相談ダイヤル（電話 0570-003-110）
- (2) 常設人権相談所
- (3) 子どもの人権110番（電話 0120-007-110）
- (4) 女性の人権ホットライン（電話 0570-070-810）
- (5) 外国人のための人権相談所
- (6) インターネット 人権相談受付 (<http://www.moj.go.jp/JINKEN/>)

3.2 掲載内容の削除

- －プロバイダ責任制限法

3.3 社会的な取り組み

(1) 自治体の取り組み

- －「有害」書き込み禁止条例（岡山市）
- －インターネットステーション（奈良県）
- －弘大ネットパトロール隊（青森県弘前市）

(2) 学校の取り組み

- －ネットパトロールの動き

(3) 警察庁の取り組み

- －サイバーパトロール
- －インターネット・ホットラインセンター

(4) 民間の取り組み例

- －Mobage（モバゲー）
- －mixi（ミクシィ）

3.4 技術的な取り組み

- (1) 禁止用語チェック
- (2) 児童ポルノへのブロックング
- (3) 発信者の特定

3.5 今後の課題

- (1) 法的整備
- (2) ネット監視の取り組み
- (3) 意識向上、モラル教育の推進

クイズの答え

さいごに

ご質問がありましたら遠慮なくどうぞ

佐藤佳弘 (SATO, Yoshihiro)

E-mail: icit.sato@nifty.com

<http://www.icit.jp/>

(株) 情報文化総合研究所 代表取締役所長
223-0058 神奈川県横浜市港北区新吉田東 5-52-14

クイズー人権侵害

○ か × で答えましょう。

No	問題	答え
1	ハイテク犯罪の相談の半分は、名誉毀損・誹謗中傷に関するものである。	
2	ネット掲示板での悪口は、名誉毀損罪になることがある。	
3	人をバカにする発言は、罰金になることがあっても拘留されることはない。	
4	メールでの暴言は、名誉毀損罪や侮辱罪にはならない。	
5	学校裏サイトの数は、全国の中学校・高等学校を合わせた数よりも多い。	
6	17歳の高校生のヌードは児童ポルノである。	
7	ネットで児童ポルノを購入する行為は違法である。	
8	メールにハートマークを使うとセクハラになることがある。	
9	プロバイダは相当の理由があれば、無断で書き込みを削除できる。	
10	サイト運営者には書き込みを常時監視する義務はない。	

【拘留(こうりゅう)】1日以上 30 日未満の範囲で拘置所に収容すること。

【拘置所(こうちしょ)】被疑者、刑事被告人、死刑確定者、懲役受刑者を収容する法務省の施設。主として刑事裁判が確定していない者を収容する。